

# 新型コロナウイルス（COVID-19）による影響について

2021年12月1日現在  
ヤマトデータベース協同組合

現在、新型コロナウイルスによりさまざまなイベントが中止されるなど、各所で影響が広がっておりますが、組合員様におきましては以下の点についてお願い申し上げます。

## ・緩和措置から一転、全面入国停止

日本政府は11月8日より技能実習生を含む海外ビジネス関係者・留学生の新規入国を認めることとなりました。

実際に在留資格申請を行ったものの入国できていない案件から順次開始される予定でしたが、11月末にWHOより新型コロナウイルス＝オミクロン株への懸念が発表され、急転直下11月30日より入国が全面停止となりました。

但し、オミクロン株の懸念が不明な事からとられた緊急措置となっており、1か月程度この状況が続く可能性がございます。状況が改善すれば、入国が再開されることになっていきますが、前回発表された各業所管省庁への事前申請や入国後14日間は隔離期間が必要となる等以外にさらに対応が必要になる可能性もございます。

また入国が再開されても、飛行機便がどれくらい運航するか？また、どのような到着時の手続きが必要になるかについて不明確でありますので、判明次第こちらにてお伝えしていきます。

## ・技能実習期間を終了した実習生について

現状、帰国便の確保が非常に困難になっております。

また、レジデンストラックで入国が認められたにも関わらずベトナム人が帰国することが困難な状況が続いております。

滞在費支弁のためや帰国が整うまでの一時的な滞在のために在留資格の「特定活動」への変更が認められていることは既報のとおりですが、あくまでも帰国希望が前提の制度ですので、技能実習3号等への資格変更を希望される場合は、変更申請をしたうえで滞在できるような措置を講ずる必要がありますので、ご注意ください。

## 外務省海外安全ホームページ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)